第３節　工事に伴う埋蔵文化財調査

工事に伴い掘削が発生する箇所については工事立会による埋蔵文化財の調査を実施した。対象となる工種は大きく①新設階段基礎、②路面舗装、③避雷針基礎、④説明板基礎、⑤電気配管設置である。①については石垣修理に伴う報告書（高松市ほか2022）に掲載したため、本書では②～⑤の調査成果を報告する。

第１項　路面舗装・避雷針基礎に伴う工事立会

桜御門の南北に路面舗装に伴う掘削が及び、北側には避雷針設置に伴う基礎掘削が及んだ。桜御門周辺の近代における改変や維持管理といった行為を反映した調査成果が得られたため、ここで併せて報告する。

桜御門北側

北側に突出していた３石の敷石は、玉藻公園開園時に当時の所長が持ち込み設置したものであるという伝承があり、撤去した。表土下で東西方向に延びる土管を確認した。複数箇所で既に破損しているが、門周辺の排水機能を期待した装置と考えられる。この土管の更に北側には、レンガで蓋された水路を確認した。基本的な構造としては、水路外側にモルタルで水勾配をとり、中央に水が集まるようになっており、水路の蓋としてレンガが敷かれている。レンガ製蓋の内部が水路となっていたものと考えられるが、内部構造は蓋を撤去しておらず不明である。なお、これらの遺構は近代以降における桜御門の維持管理に関係する遺構で、現在も継続して問題である当該箇所の雨水排水機能の不調（雨水が集まりやすいが排水がうまくいっていない）を解消しようとした試みであると考えられ、史跡高松城跡の本質的価値に準ずる価値を構成する遺構であるため、破壊せず埋め戻して現地保存した。これに伴い避雷針の設置箇所及び埋設深度を変更することとした。

桜御門南側

南側も同様に３石の敷石は撤去した。撤去後の掘削では、セメントによるスロープ状の痕跡を確認した。礎石の設置後に外側に打設したものと考えられる。用途及び設置時期は不明瞭ながら、礎石を超えて移動することを容易にすることを目的にしたと仮定すると、門扉の位置からややずれており、門の焼失後に設置したものの可能性が考えられる。こちらも同様に埋め戻して現地保存した。

第２項　説明板基礎・電気配管設置に伴う工事立会

説明板の基礎設置に伴う工事立会では、公園造成土下に近代以降の堆積層を確認したが、近世以前の堆積層まで掘削は及ばなかった。

電気配管設置に伴う掘削では、基本的に既設管の設置に伴う撹乱の中を再掘削したのみであったが、桜御門に接する箇所でのみ堆積状況が確認できる箇所があり、図３－21に図示した。遺構は認められないが、城郭造成前の砂堆上面に対応する砂層を確認している。

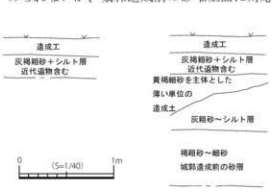

図３－21　解説板・電気配管工事立会断面図

図３－22　電気配管設置に伴う断面

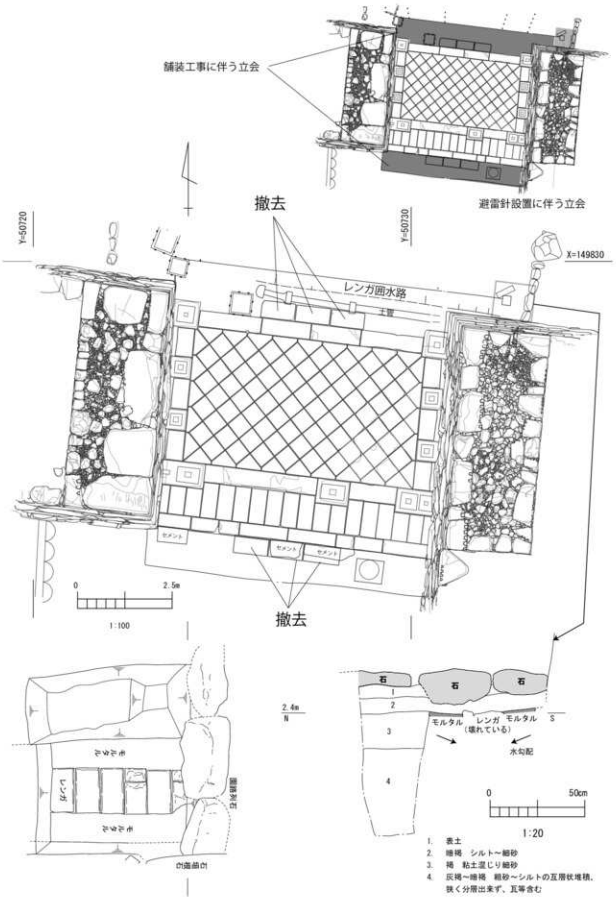

図３－23　舗装工事及び避雷針設置工事に伴う工事立会

第４章　桜御門の活用

第１節　展示施設の整備

第１項　桜御門内部の展示

●業務名：史跡高松城跡桜御門展示等施設整備業務委託

期　間：令和４年１月 21 日～令和４年７月 22 日

受注者：株式会社ワールド工芸　　受注金額（最終）：2,018,500 円

桜御門の２階内部空間について、桜御門の復元整備過程を示す展示施設として活用することとした。展示に際してのコンセプトを順不同に列記すると以下の通り。

①桜御門復元整備の概要がわかること。

②桜御門復元整備に携わった技能者（職人）の具体的な作業が体感できる展示とすること。

③ハンズオン展示を採用して、観覧者の興味を惹くこと。

④映像や写真等を用いて、視覚的に理解しやすい展示とすること。

⑤管理の観点から、文化財資料など特別な管理が必要な物品は展示しないこと。管理者の常駐が不要。

⑥三の丸所在の陳列館との役割分担を明確にすること。（前者は全体のガイダンス、桜御門は工事の概要）

⑦復元建物の景観と調和した展示物を整えること。

⑧一定の防犯対策を講じること。

実際の対応として、①は壁面及び室内に配置した解説パネルで対応するとともに、作成したパンフレットを配布するラックを設置した。②については、大工の技能紹介として仕口模型及び工事で使用した木材のサンプルを平台上で展示した。また、左官の紹介として軒先の漆喰塗りの模型を展示している。これは施工中に軒先の漆喰形状を検討するために作成したモックアップであり、施工に際しての検討過程を示す実物資料でもある。瓦職人についても、鯱瓦の製作の際に作成した型と焼成した予備の鯱瓦を並べて展示した。いずれも工事に際して実際に製作したものである。③につ

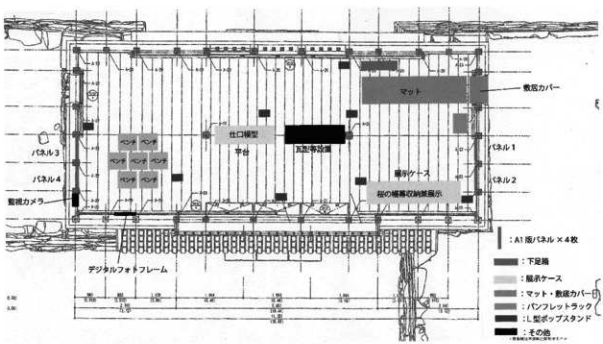

図４－１　屋内展示の概要

いては②の仕口模型及び木材サンプルをハンズオンとした。児童を対象とするため、平台の高さは児童の目線を対象として低めに設定した。④について、デジタルフォトフレームを壁面に設置し、第７節で報告する動画を上映した。また、第９節で報告する小学生の作成したPR動画の上映会も同設備を利用して行った。⑤については展示品を全てパネルや模型等とし、例えば発掘調査資料や文献資料などは展示した。⑥については、桜御門内の展示を桜御門復元整備に関する資料に限定した。⑦については、靴箱・パンフレットラック・展示ケースや平台等の多くを木製とし、木製が困難な個所は木目調とした。また、ベンチは建築資材（鏡柱などの端材）を利用し、景観に調和することを意識した。⑧については、室内に監視カメラを設置するとともに、開錠・施錠は玉藻公園管理事務所の指定管理業務の中で実施した。

第２項　桜御門外部の展示

●業務名：史跡高松城跡桜御門焼損石材展示業務委託

期　間：令和４年５月 13 日～７月 12 日

受注者：有限会社鷲之山石材商会

受注金額（最終）：104,060 円

桜御門石垣修理の際に多数の焼損石材が確認された。基本的に可能な限り再利用することを目指して修理を行ったが、一部にどうしても同一石垣内での再利用ができなかった石材がある。これらを今回桜御門の周囲に安定させて設置することで屋外展示とし、解説看板を添えた。なお、看板はNPO法人高松城の復元を進める市民の会から寄贈を受けた。

第２節　幔幕の架設

桜御門には3種類の幔幕が架けられており、時節に応じて架け替えられていたことが文献資料によって判明する。該当箇所を引用すると、

「桜御門
一麻幕地白桜之紋紺ニテ付之
右ハ御在国年頭五節句并御使者之節打也
一同地紺桜ノ紋処白ニテ付
右ハ朔日十五日廿八日御帰城年打也
一平日ハ木綿地紺蛇ノ目紋処付幕打可申候」

『小神野筆結　仁』（瀬戸内海歴史民俗資料館蔵『松浦文庫』）

とあり、三種の幕が存在したことが知られる。一方、この幔幕については現存せず、文様の意匠や幔幕の大きさ等に関する基礎的な情報は不明であった。

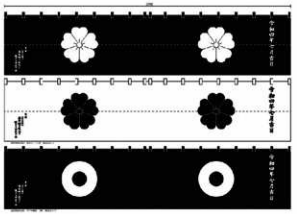

図４－２　３種類の幔幕

ただし幔幕は視覚的に活用の効果を高めること、可逆的な方法で装着することができるため、復元した建物への影響が少ないこと等から、活用のために積極的に製作することとした。こうした意味では復元ではなく活用のための設備の新規作成と位置づけることができる。

製作に当たっては、大川原染色本舗の協力を得て、複数の図案集を参照した結果、桜紋については形状が全て共通していたため図案集の形態を採用した。蛇の目についても同様である。幔幕のサイズについては、桜御門1階の幅を覆う程度とし、中心でたくし上げる形状とした。幔幕の架金具については取付位置を古写真によって確認したうえで、幔幕の荷重を想定し、十分な耐荷重力があり、風等によって外れにくく、なおかつ頻繁に発生するであろう架け替えの手間が少ないものを選定した。なお、幔幕についてはNPO法人高松城の復元を進める市民の会より寄贈を受けた。

第３節　パンフレット等の作成

桜御門復元に関するパンフレットを作成し、来訪者に無料で配布している。なお、パンフレットの内容作成は高松市文化財課が行い、印刷物は高松玉藻ライオンズクラブより寄贈を受けた。見学者からは好評で、令和4年秋には在庫をすべて配布し終わったため、その後段階的に増刷している。

図４－３　パンフレット表紙

第４節　棟札の作成と架設

第5節で触れる上棟式を催行するにあたり、棟札を作成した。表面には発注者を代表して高松市長大西秀人が記名し、裏面には工事に携わった関係者の氏名を列記した。上棟式で用いたのちに、しゅん工後は桜御門2階の天井付近に架設し、事業の関係者を記録した資料として展示・保管している。

第５節　建築に際する式典

桜御門の復元工事の進捗に合わせた節目で、受注業者による式典が執り行われた。まず、鏡柱の施工を記念した立柱式が令和3年4月3日に執行された。その後棟上げを記念した上棟式が同年6月6日に執行された。施工業者のうち、大工を中心とした工匠式である。当初は一般の来園者向けに公開する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により無観客で関係者のみが参列した。

工事完了後の令和4年7月 16 日に高松市主催で桜御門開門式典を執り行い、同時に市民向けの説明会を開催し、170 人の参加者を得た。

第６節　見学会等の開催

施工中に複数回見学会の開催を企画したが、いずれも新型コロナウイルス感染症の影響で公園全体が休園になるなど、実施することができなかった。桜御門完成直後から市民等からの依頼による見学会、講演会を数多く実施した。令和4年7月～ 12 月の間に、文化財課職員が対応したものに限るが表4－1に列記する。これ以外にも玉藻公園ボランティアガイドの案内による見学者も多い。

第７節　工事の様子の公開

受注者である清水建設株式会社の HP に工事の進捗が公開された（https://www.shimz.co.jp/shazi/topics/t200616.html）。また、施工中の様子を受注者が動画撮影し、編集した紹介動画を桜御

図４－４　開門式典の様子

門内部に設置したモニターで上映している。

第８節　展示

桜御門の復元を記念して、高松市埋蔵文化財センターを会場に令和4年度下半期に「幻の国宝　美しき桜御門」を開催している。

第９節　学校教育との連携

香川大学教育学部附属高松小学校の縦割り学習班「玉藻公園活性化プロジェクトチーム」と連携し、玉藻公園活性化に向けた事業を展開している。事業の内容は桜御門にとどまらず玉藻公園全体に及ぶが、中でも桜御門復元に関する内容としては、小学生によるPR動画の作成とユーチューブでの公開、見どころマップの作成が挙げられる。

第 10 節　その他

玉藻公園管理事務所が桜御門復元を記念して特別版の御城印を作成し販売した。また、松平公益会より松平家家紋入り提灯が寄贈され、桜御門前面に配置している（図4－4左）。

図４－５　開門式後の見学会

図４－６　埋蔵文化財センター展示

図4－７　玉藻公園活性化プロジェクトチームの活動

図４－８　桜御門記念御城印

表４－１　見学会・講座等の参加人数（令和４年７～12月）

番号	名　　称	主 催 者	参加者数	場　　所
1	桜御門開門式典に伴う見学会	高松市文化財課	170人	史跡高松城跡
2	史跡高松城跡について	林コミュニティセンター	22人	林コミュニティセンター
3	史跡高松城跡について	栗林地区老人クラブ連合会	50人	栗林コミュニティセンター
4	桜御門研修	高松市観光ボランティアガイド協会	80人	史跡高松城
5	市民文化財教室	高松市文化財保護協会	40人	史跡高松城
6	史跡高松城について	高松市スポーツチャンバラ協会	20人	史跡高松城跡
7	高松城披雲閣・桜御門	高松市退職校長会	40人	史跡高松城跡
8	史跡高松城跡について	保健委員会中央ブロック	30人	史跡高松城跡
9	史跡高松城跡について	新塩屋町社会福祉協議会	36人	史跡高松城跡
10	高松城跡桜御門の復元工事について	高松市社会福祉協議会コスモス園	20人	史跡高松城跡
11	史跡高松城跡について	香川建築士会　郷土建築調査特別委員会　さぬき匠会	10人	史跡高松城跡
12	史跡高松城跡について	保健委員会一宮ブロック	25人	史跡高松城跡
13	高松城跡桜御門の復元に関する内容	香川歴史学会	30人	香川大学教育学部8号館812教室
14	史跡高松城跡について	志度婦人会	16人	史跡高松城跡
	香川大学附属小学校縦割り学習との連携	香川大学附属小学校	60人	史跡高松城跡

第５章　考察とまとめ

第１節　高松城桜御門の写真乾板

高知県立大学文化学部　三浦要一

第１項　はじめに

史跡高松城跡では桜御門が令和4年7月 16 日に公開され、構造形式は脇戸附櫓門、入母屋造、本瓦葺であり、重要文化財 披雲閣の正門にふさわしく、往時の姿が再現されることになった。『史跡高松城跡（桜御門復元整備工事）』（高松市ほか 2022、本書）が刊行され、奈良文化財研究所が保管する写真乾板は、収集された復元根拠のなかで最も有力な資料になったことが紹介されている。

桜御門の写真乾板は、高知県内における文化財建造物の修理に関する資料調査をしていた時に、『国宝・重要文化財建造物写真乾板目録 Ⅴ 鳥取県～沖縄県』（奈良文化財研究所、2012。以下『写真乾板目録Ⅴ』と略記する）に掲載されていることを発見した。そこで、本節では桜御門が昭和 20 年（1945）7月の高松空襲において焼失していたが、焼失前の写真乾板が現存することについて検討を加える。

第２項　古社寺保存法時代から國寶保存法時代までの写真

『国宝・重要文化財建造物写真乾板目録』は、例言に「昭和 30 年代以前における文化財建造物保存事業にともなって撮影された、国宝・重要文化財建造物写真乾板 29978 枚の目録」とあり、青森県から沖縄県まで全6冊を奈良文化財研究所が刊行した。写真原版は奈良文化財研究所が保管し、写真画像のデジタル化が進められた。

文化財建造物保存事業において写真が撮影された経緯は、現行の文化財保護法が昭和 25 年に公布であり、それ以前に公布された古社寺保存法と國寶保存法を参照したい。古社寺保存法は明治 30 年（1897）に公布され、古社寺保存法施行細則に「第四條　修理竣リタルトキハ精算書ヲ添ヘ二箇月以内ニ内務大臣ニ届出ツヘシ」と定められていた。國寶保存法は昭和4年に公布され、國寶保存法施行規則に「第二十二條　補助金ノ交付ヲ受ケタル者ハ國寶ノ維持修理竣リタルトキヨリ二月内ニ實施仕様書、寫眞、圖面竝ニ精算書ヲ添ヘ文部大臣ニ届出ヅベシ」と定められていた。

建造物修理の竣工後は、精算書を2カ月以内に大臣に届け出ていたが、高知県内における古社寺保存法時代の修理は、『国宝・重要文化財建造物目録』（第一法規、2000）の「修理年とその内容」によると、解体修理工事が明治 42 年度に豊楽寺薬師堂、明治 44 年度に竹林寺本堂、半解体修理工事が大正 15 年度に土佐神社社殿で実施されたことが示されている。

三社寺のうち竹林寺は、精算書の控えが現存する。大正元年（1912）12 月 28 日付で「国庫補助修理文殊堂落成報告書控　附残金処分下附願書控共」の表題が付けられ、「特別保護建造物修理工事落成ニ付報告」には「明治四十四年一月二十日工事ニ着手シ明治四十五年三月十四日竣工致候ニ付工事實施仕様書工事費精算書相添へ圖面竝寫眞ハ別便ニ付シ」とあって、竹林寺住職と檀徒総代々表から内務大臣に、精算書に図面と写真を添えて発送されていたことが明らかになる。

古社寺建造物の写真撮影は、國寶保存法時代に必ずしも始まったわけではなく、古社寺保存法時代から撮影されており、國寶保存法施行規則は実態を踏まえたものであった。社寺では古社寺保存法時代から建造物修理の竣工後に大臣に写真を届け出ていた。清水重敦は、奈良県において古社寺保存法による建造物修理が開始された直後から写真が撮影され、ガラス乾板が保存されていることを指摘されている（『新装版　建築保存概念の生成史』、中央公論美術出版、2022）。さらに、京都府は明治 36 年に「古社寺建造

物修理工事施工方法」を作成し、修理の着手当時と竣工後の写真を撮影する規定を設けていたことを明らかにされている。

第３項　大正 12 年の関東大震災と「國寶建造物の寫眞作成」

（１）大正 12 年の関東大震災と古社寺建造物の写真

大臣に届け出された写真は、どのように取り扱われていたのか。関野貞（1868 ～ 1935）は、古社寺保存法が公布された当初、奈良県において歴史上かつ美術上の優れた建造物の調査と指定、その修理にあたり、文化財保存事業に関する学術的方法と体系の骨格を形成した人物である。関野は「古建造物保存事業」を昭和4年に東京で開催された世界工学会議へ提出し、それは日本の文化財建造物保存事業を国際的に初めて公にし、その内容も高く評価されている（『文建協通信　37 号』、文化財建造物保存技術協会、1988）。「一一　國寶建造物の寫眞作成」では写真について、

> 國寶建造物の寫眞は其建造物を指定せんとするの際其社寺より之を提出せしめた而も是等は不充分であったから本省に於て後世に保存すべき原版及ひ其焼付を専門の技術者に託し四切版大に之を作成せしめた社寺提出の寫眞は大正十二年の大震火災に悉く焼失せしが本省作成の保存寫眞は幸に原版と共に全部無事であった

とあり、社寺より提出された写真は、大正 12 年の関東大震災ですべて焼失し、文部省で作成した写真が全部無事であったことを記している。

写真の現状は、つぎのように詳細に報告している。

現在既成寫眞數は左の如くである。

國寶建造物總數	一一一六棟に對し
既成寫眞	五七一棟　二、五四〇枚

なるを以て全數の約二分一に相當している猶此他に大震災後

國寶建造物指定の際社寺より提出せし寫眞

二四五棟　　七六九枚

あり又建造物修理の前後に撮影せし者

九四棟　　九三一枚

を算する此三者を合するときは現在眞數の總數は

九一〇棟　四、二四〇枚

となる

以上、昭和4年当時の文部省における写真の状況は、文部省が作成して大正 12 年の関東大震災の焼失を免れた写真（59.9%）、大正 12 年以後に指定の際に提出された写真（18.1%）、大正 12 年以後の修理で撮影された写真（22.0%）の3つに分類できる。

（２）『写真乾板目録Ⅴ』に掲載された高知県内の建造物の撮影年

『国宝・重要文化財建造物写真乾板目録』の全6冊は、文化庁に保存された写真が奈良文化財研究所に移管されていたが、服部勝吉は「付録6　写真台帳のこと」（『重要文化財』、全 33 巻、毎日新聞社、1972 ～ 1982）の小論において、戦中期にガラス乾板を苦労して疎開したことを書かれており、戦災焼失を免れた経緯を知ることができる。

目録では都道府県別に写真を掲載し、通し番号を振って整理している。撮影年は記録が残されておらず、乾板に直接記されている場合のみ記されている。ここでは掲載された高知県内における建造物の撮影年を

検証したい。國寶保存法時代の修理は、『国宝・重要文化財建造物目録』の「修理年とその内容」によると、解体修理工事が昭和7年度に国分寺金堂、屋根葺替工事が昭和6年度に竹林寺本堂、昭和12年度に豊楽寺薬師堂で実施されている。

豊楽寺薬師堂では、昭和修理において屋根葺替工事が竣工し、『文建協通信 78号』（文化財建造物保存技術協会、2004）に「高知縣豐樂寺藥師堂修理工事報告及精算書（昭和十三年）」が公刊されている。「工事々務」に「寫眞は、修理前及、竣成後共、四ッ切判五組、詳細部カビネ判六組を撮影した」とあり、写真は15枚が掲載されている。写真の内訳は修理前が4枚、竣工が11枚であった。竣工写真の11枚は、『写真乾板目録Ⅴ』に掲載された17枚と対照させると、11枚が同一写真であり、写真は昭和13年の屋根葺替工事の修理で撮影されていたことになる。

竹林寺本堂の精算書等は未確認であるが、『写真乾板目録Ⅴ』に掲載された22枚は、「竣工」と明記された写真3枚が確認でき、豊楽寺薬師堂と同様に昭和修理における屋根葺替工事の竣工写真と考えられる。豊楽寺薬師堂と竹林寺本堂は、明治修理において提出した写真が大正12年の関東大震災で焼失し、それを昭和修理の屋根葺替工事の竣工写真で補足していたものと推察できる。

国分寺が所蔵する昭和8年5月16日付「金光明四天王護國寺金堂修理工事工費精算書」の最終頁は、

本精算書ノ外．別途ヲ以テ文部省へ提出セルモノ左記ノ通リ

一．圖面　　拾六枚
二．写眞　　拾九枚
三．摺物　　弐拾壱枚
四．写真原板　　拾九枚

とあって、国分寺金堂は撮影された写真が19枚であり、その原板も文部大臣に提出されていたが、写真の内容は不明である。『写真乾板目録Ⅴ』に掲載された写真は25枚であり、文部省へ提出された枚数とは合致しないが、「修理中」と明記された写真が2枚、「竣工」と明記された写真3枚が含まれており、昭和修理で撮影された写真とみなせる。

『写真乾板目録Ⅴ』に掲載された豊楽寺薬師堂、竹林寺本堂、国分寺金堂の写真は、大正12年以後の修理の前後に撮影されたものになり、大正12年以前に文部省が作成し、関東大震災の焼失を免れた高知県内の建造物の写真は確認することができなかった。

つぎに、大正12年以後の指定に際して撮影された写真を確認したい。昭和9年1月30日付で國寶に指定された建造物では、『写真乾板目録Ⅴ』に高知城が11枚、土佐神社鼓楼が2枚掲載されている。ところが、高知城は天守の内部が8枚、追手門が2枚、古図が1枚であり、天守の外観及び御殿などは未掲載である。土佐神社鼓楼は西正面が1枚、北西正側面が1枚である。

朝倉神社は昭和24年2月18日付で國寶建造物に指定されたが、写真は掲載されていない。高知県内の國寶に指定された建造物は、『写真乾板目録Ⅴ』に掲載されていた写真の枚数が限られ、指定されながらも写真が未掲載であった物件もあり、指定当時の全容を把握することが困難になっている。

なお、高知県立図書館は大正5年に建築され、旧藩主の山内家から寄贈があった2万冊を含めた貴重な郷土資料を所蔵し、昭和20年の春から資料疎開が計画されていた。7月8日には移送する手はずになっていたが、7月4日未明の高知空襲により、約13万点余りの資料が図書館とともに灰燼に帰した挿話が残されている（『中高生が学ぶ ふるさと高知の歴史』、高知県教育委員会、2019）。

第4項　高松城の写真

高知県内における建造物の写真乾板を参考に、高松城の写真はいつ、何のために撮影されていたかを

検討する。『写真乾板目録Ⅴ』に掲載された写真は全部で 30 枚であるが、これがすべてかは確証を得ない。掲載された写真は、「修理中」あるいは「竣工」の明記がなく、指定の際に撮影されたものになる（表5－1）。

『高松城史料調査報告書』（高松市、2009）は 22 枚の写真を掲載し、その写真は高松城が海城であり、建造物と周囲の関係を意識させるように撮られている（図5－1）。写真は海、石垣、建造物、植栽が一体となった場を写し込み、名所風景をとらえたというべき写真になっている。「表6 古写真一覧」の「推定撮影年月日」では、桜御門を明治時代に撮影した古写真を確認することができない。大正5年8月に「合資会社清水組大阪支店支店長」が「高松松平邸御係」に「御邸内桜門及旭門修繕御入費見積書」を提出している。松平公益会が所蔵する桜御門の写真は、大正時代に修理が竣工した記念に撮影されたものと考えられる（図5－2）。

『写真乾板目録Ⅴ』に掲載された写真は、外観を複数のアングルから捉え、さらに内部も写しており、個々の建造物の特徴を記録しようとする目的が明確であったことを感じさせるものがある。北之丸の写真は月見櫓、水手御門、渡櫓の計 11 枚が掲載されている。

月見櫓は延宝4年（1676）に建立され、「竣功 昭和九年四月壹日」の年紀をもつ棟札に「大修繕」とあり、昭和9年の竣工後に撮影されたものと考えられる。構造形式は三重三階隅櫓、入母屋造、本瓦葺、南面続櫓一重櫓、南端入母屋造、本瓦葺である。西面は初重が千鳥破風、二重に軒唐破風が付き、東面の初重の千鳥破風が出入口となり、南面に続櫓が接続する写真が掲載される。水手御門は一間薬医門、切妻造、本瓦葺であり、渡櫓は一重櫓、入母屋造、本瓦葺であり、西正面と東背面の写真がそれぞれ掲載される。月見櫓の内部は2枚が掲載され、「二階内部」は四天柱形式の構造を写し出している。現状との相違点には、月見櫓の各重の2本の長押が黒塗りでないこと、続櫓と渡櫓に石落しが確認できないことをあげることができる。

長櫓は「旧東之丸」と表記されているが、昭和 42 年に旧太鼓櫓跡に移築する以前であり、「東之丸」が正しいが 12 枚の写真が掲載されている。建立年代は延宝5年であり、構造形式は三重三階隅櫓、入母屋造、本瓦葺であり、西面の初重に大きな千鳥破風、南面の二重に軒唐破風が付いた写真が掲載される。内部は6枚が掲載され、心柱形式の構造と階段の位置がわかる写真になっている。

2棟の櫓以外は7枚が掲載され、桜御門が2枚、旭門が1枚、旭門及び旭橋が1枚、天守台が1枚、古図が2枚である。桜御門は南正面の近景が1枚、もう1枚は南からの遠景である。北背面と内部の写真は掲載されておらず、南正面以外を把握することができない。写真はガラス乾板であることから解像度が高く、桜御門は鏡柱に欅が使われ、屋根の下り棟の紋は「三つ葉葵」があったことが判明し、高松藩が水戸徳川家の分家という家格の高さを誇っている。

写真は保存箱番号から3つに分けられて保存されていたことは詳らかでないが、同一時期に撮影されたかを判断することができない。撮影年は、城郭建築が國寶保存法の交付後に指定されるようになった昭和4年を上限とし、桜御門が高松空襲で焼失する昭和 20 年7月が下限となる。「國寶指定願」の写しが現存し、昭和 18 年3月4日付で「管理者 伯爵松平頼壽代理 上野昌平」から「文部大臣 橋田邦彦」宛に提出されていた。「別紙寫眞及附属書類相添」とあるが、別紙に添えられた写真及び書類は不明である。

松山城は『写真乾板目録Ⅴ』をみると、昭和8年に焼失した小天守、筋鉄門、北隅櫓、南隅櫓の写真が掲載されている。城郭建築は昭和 10 年に國寶に指定され、焼失した小天守等は天守等と同時に指定される建造物であったことを思わせる。松山城小天守は昭和 43 年に南隅櫓、北隅櫓等と同時に木造で復元され、多層建物が連なる天守の荘重な景観を形成している特徴が認められ、令和元年9月に小天守を含む9件が国の登録有形文化財に登録された。

以上、松山城は指定の2年前に写真が撮影されていたことから類推すると、高松城では『写真乾板目録Ⅴ』

表５－１　高松城の写真乾板の一覧

通し番号	北之丸		旧東之丸艮櫓			保存箱番号
19	月見櫓 北西面					Y-0003
20			南面			Y-0003
21	月見櫓、続櫓、　水手御門、渡櫓					Y-0003
22	月見櫓 南東面					Y-0003
23	月見櫓 東面					Y-0003
24	月見櫓 南面					Y-0003
25		月見櫓 三階架構				Y-0003
26		月見櫓 二階内部				Y-0003
27				一階内部		Y-0003
28				一階内部		Y-0003
29	月見櫓、続櫓 南東面					Y-0004
30	水手御門、渡櫓 東面					Y-0004
31	水手御門 西面					Y-0004
32			南西面			Y-0004
33			南西面			Y-0004
34	月見櫓 北面					Y-0004
35			西面			Y-0004
36				二階内部		Y-0004
37				二階内部		Y-0004
38				二階内部		Y-0004
39				三階内部		Y-0004
40				二階内部		Y-0004
41				三階内部		Y-0004
42					桜御門 南正面	Y-0005
43					桜御門 南正面	Y-0005
44					旭門 東正面	Y-0005
45					旭門、旭橋 東面	Y-0005
46					天守台、内堀	Y-0005
47					高松城古図	Y-0005
48					讃岐高松城屋敷割の図（寛永十四、五年頃）	C-0003

出典：国宝・重要文化財建造物写真乾板目録 V、奈良文化財研究所、2012

に掲載された写真が、「國寶指定願」を昭和 18 年に提出する以前に撮影していたことを思わせる。

第５項　おわりに－写真乾板目録と城郭建築－

近年は、『古絵葉書でみる日本の城』（東京堂出版、2009）、『絵葉書から分析する近世城郭の建築と空間』（戎光祥出版、2020）、『レンズが撮らえた幕末日本の城』（山川出版社、2013）、『古写真で見る幕末の城』（山川出版社、2020）が相次いで出版され、城郭建築の絵葉書と古写真の研究が注目を集めている。昭和 18 年「國寶指定願」は写しが現存するが、別紙に添えられた写真及び書類は不明のままである。松平公益会が所蔵する桜御門の古写真は、大正6年の重要文化財 披雲閣の新築にあわせ、修理が竣工した記念に撮影されたものと考えられる。

『写真乾板目録Ⅴ』に掲載された城郭建築の写真の撮影年は、國寶保存法が公布された昭和4年前後とみなせるが、四国地方では高知城が天守内部と追手門に限られ、宇和島城は未掲載であり、掲載された写真から指定時の様相は把握することが困難である。高松城桜御門は國寶に未指定であったにも関わらず写真が掲載され、それも2枚であったことをまとめて終りとしたい。

四国地方における城郭建築は、昭和9年1月 30 日付で宇和島城と高知城、昭和 10 年5月 13 日付で松山城、昭和 18 年6月9日付で丸亀城が國寶に順次指定され、天守をもつ城郭が優先されていたことがわかる。高松城は5件目の國寶として昭和 22 年2月 26 日付で指定されたが、月見櫓と艮櫓の2棟が天守に匹敵することで価値が認められていたと考えられる。大洲城の台所櫓、高欄櫓、芋綿櫓、三の丸南隅櫓の4棟、丸亀城の大手一の門、大手二の門の2棟の重要文化財指定は昭和 32 年6月 18 日付であり、高松城の2棟の櫓の指定がそれよりも先行していた。

高松城では「國寶指定願」を昭和 18 年に提出するときに、松山城において戦災焼失して未指定となった小天守等が『写真乾板目録Ⅴ』に掲載されていたことから類推すると、すでに写真撮影を終えていたと考えるのが妥当である。掲載された写真の枚数をみると、撮影時に國寶の指定の対象となっていたのは月見櫓と艮櫓の2棟であったとみられる。桜御門は城内に残されていた建造物として南正面の近景と遠景を撮影し、指定を前提にしていなかったために、北背面と内部を撮影しなかった可能性が高いことが指摘できる。当時写真は高価なものであり、撮影は必要かつ最小限の枚数に限っていたと想像に難くない。

桜御門は昭和 20 年の高松空襲において焼失し、國寶建造物に未指定となったことで「幻の國寶」とも称されるが、『写真乾板目録Ⅴ』に旭門、旭橋、天守台とともに南正面が掲載されていたことで、令和の時代における復元の貴重な写真資料となったのである。

【参考文献】

・文化財保護委員会編：文化財保護の歩み、大蔵省、1960
・文化財保護法 50 年史顧問会議編：文化財保護法五十年史、ぎょうせい、2001
・重要文化財高松城二之丸 月見櫓 續櫓 渡櫓 水手御門 修理工事報告書、高松市、1957
・重要文化財高松城旧東之丸 艮櫓 移築修理工事報告書、高松市、1967
・三浦要一：豊楽寺薬師堂の明治修理、日本建築学会計画系論文集、第 617 号、pp. 127 ～ 134、2007
・三浦要一：讃岐国分寺本堂の昭和修理、日本建築学会計画系論文集、第 681 号、pp. 2625 ～ 2631、2012
・三浦要一：土佐国分寺金堂の昭和修理、日本建築学会技術報告集、第 42 号、pp. 753 ～ 756、2013
・三浦要一：竹林寺本堂の明治修理、日本建築学会計画系論文集、第 733 号、pp. 767 ～ 774、2017

図５－１　明治 23 ～ 34 年頃の艮櫓と月見櫓（公益財団法人松平公益会蔵）

図５－２　昭和 20 年の焼失以前の桜御門（公益財団法人松平公益会蔵）

第２節　高松城桜御門の大正期の修繕について

長崎総合科学大学工学部　山田由香里

第１項　はじめに―高松城大正期造営資料

2021年4月、高松城大正期造営資料の存在が明らかになった。これは、披雲閣の蘇鉄の間の耐震補強工事の完成に合わせ、香川県立ミュージアム（以下、ミュージアムと略記）所蔵の行啓資料や家具の調査を行う中で、ミュージアム学芸員の野村美紀氏からご教示いただいた。

大正期造営資料は3点からなり、㋐高松御邸新築工事御入費御見積書（大正３年〔1914〕７月）、㋑御新築附属見積書綴込（大正３年12月～同６年１月、以上ミュージアム所蔵）、㋒披雲閣御建築費計算書扣（大正４年５月15日上棟、大正６年３月31日落成、公益財団法人松平公益会所蔵）である（以下、資料㋐㋑㋒と呼ぶ）。

資料㋐と㋑は合資会社清水組が作成した見積書で、資料㋐が披雲閣本館を12棟に分けて計算した見積書、資料㋑は桜御門及び旭門の修繕、付属建物や設備電気の新設等の見積書24通と、大正３年11月から同６年3月まで10回の請求書が綴られている。資料㋒は松平家が作成した収支計算書で、明治40年から大正５年まで毎年積立てた収入と、資料㋐㋑の見積書に対する支払い、加えて家具、庭園の庭木や石、設計者への支払いが書き上げられている。

すなわち、松平頼壽公による大正期の高松城造営は、披雲閣本館と庭園に留まらず、城内の各門、水道・電気の敷設などを含む、城内全域に及ぶものだった。本稿は、高松城大正期造営資料から桜御門の見積書を取り上げ、大正期の桜御門の修繕の様子を明らかにする。

第２項　桜御門の大正期修繕

資料㋑から、桜御門の見積書を読み下したのが史料Ⅰ・Ⅱである。史料Ⅰは高松御邸桜門修繕御入費見積書（大正５年８月）、史料Ⅱは御邸内旭門及桜門模様変増額御入費見積書（大正５年10月）である。

史料Ⅰの見積書の仕様によると、桜御門の修繕は不陸を直し、柱下沓石・地覆石・四半敷石を花崗岩で新設し、柱と桁を欅板で包み筋鉄を附し、柱脚部を銅板で包み、屋根・垂木・野地板の腐朽材を新材に取り換え、屋根瓦を全部下ろして掃除し葺き替え、下見上・軒先・屋根の漆喰を塗り替え、内部の羽目板・外部の下見板・霧除け・出格子を新材で拵え、大扉新調、肘金物修繕、閂金物・万十金物・太鼓錠等を新調した。史料Ⅱの見積書の仕様は、史料Ⅰの見積り時点で使用予定の旧材のうち、解体の結果、腐朽のために使用できないものを新材に変更した増額である。

史料Ⅱは解体が始まらないと作成できないので、史料Ⅰの大正５年８月から史料Ⅱの同10月の間に、桜御門の解体が行われた。披雲閣本館の工事は、大正４年５月15日の上棟から2年間かかるが、工事期間の残り1/4の時期である。修繕の金額は、1回目の見積りが3,175円58銭（但し、内訳合計は3,103円58銭）、2回目が444円91銭（旭門とも）である。

見積書を作成したのは、清水組大阪支店長の北村耕造（1877～1939）である。資料㋒によると、本館の設計は東京本店の野口半之助だが、付属建物の設計と現場監理は北村が担った。北村は、東京帝国大学建築学科卒業後、東京清水満之助本店に入り、大正６年に清水組を退社する（『日本美術年鑑』1940）。高松城大正期造営は、北村の清水組時代の最後の仕事であった。

第３項　桜御門の仕様

見積書の内訳から修繕箇所やその仕様が明らかになる。便宜上、史料Ⅰ・Ⅱの見積り項目に①～⑯の通し番号を附した。順に説明する。

(1) 地業、基礎（史料Ⅰ①～⑨）

①の取毀し（解体）は、敷石下、外壁の下見板、内部の羽目板、露除（1階庇）について行われた。柱や梁は解体せずに、屋根、壁、庇の解体である。現在の文化財修理で言えば、半解体修理であった。

②～⑨は、新規の石と据付のモルタルである。沓石（柱下の石）は、大きさから、南西隅の石以外の8個は取り替えられている。地覆石（出入口の下の石）大小と敷石も新材である。敷石は、11.75 坪の面積で、四半敷石だけでなく、縁石まで全て新しくした。

敷石の下は、土を鋤取ってコンクリートを打ち、モルタルで固定して石を据えた。披雲閣本館の床下と雨落もコンクリートを打つが、理由は白蟻害予防のためである（資料⑦、御邸白蟻害予防用床下及雨落下コンクリート打御入費）。桜御門もコンクリートを打ったのは、防蟻のためと、敷石の不陸を防ぐためだろう。

(2) 柱・枕梁・梁鼻の包板、筋鉄、銅板（史料Ⅰ⑩～⑱、㊷㊸、㊽～㊿）

柱（鏡柱・脇柱・控柱）と枕梁（梁などを受ける大梁、冠木）は、欅の板で包む（⑩～⑱）。大正期造営で同時に修繕した旭門を見ると、柱梁の表面を板で包み、包板の下に見える柱の足元は風食が進む（図5-3）。桜御門も、包板で覆ったのは年月を経た木部の美装のためであろう。柱の包板は、長さ2間、幅は1.5、1.4、1.1、0.8、0.7 尺（45、42、33、24、21 ㎝）、厚さは 0.8 寸（2.4 ㎝、幅 0.8 尺は厚さ 1.5 寸〔4.5 ㎝〕）である。包板の枚数は、すべての柱を包める数量がある。根巻銅板の寸法から、包板を施した後の柱の大きさは、鏡柱が 2.2 × 1.3 尺、脇柱が 1.5 × 1.3 尺、北端の控柱が 1.5 尺角、残る 4 本の控柱が 1 尺角である。沓石に残った金属の錆の跡は、この根巻銅板の太さである（図 5-4）。厚み 8 分の包板によって柱周囲に 1 寸の厚みが加わるとして、包板を施す前の柱の太さは、鏡柱が 2.0 × 1.1 尺、脇柱が 1.3 × 1.1 尺、北端控柱が 1.3 尺角、残る控柱が 0.8 尺角である。

枕梁の包板は、冠木 2 本と床梁 2 本の全てを包める数量はないので、南面の冠木（2.0 × 1.5 尺）のみ包んだのだろう。梁鼻の包板は、南面の枕梁から南に張り出す部分で、6 本の左右面と下面を包んだ。

筋鉄は、長さ 2 間、幅 2 寸（6 ㎝）、厚 1 分（3 ㎜）を 120 枚、幅 1.6 寸（4.8 ㎝）、厚 1 分（3 ㎜）を 20 枚使う。筋鉄は、包板の継目に施す。古材に包板をかぶせ、筋鉄を太鼓鉄で打ち付けるのは、構造的にも有効だろう。①の解体の項目に、筋鉄取り外しの仕様がないので、修繕前の門には筋鉄がなかった。

古写真に、鏡柱の正面側中心に筋鉄があるものとないものがある。幅 2 尺の鏡柱を、1 枚で覆える寸法の包板はないので、筋鉄が必要な個所である。筋鉄のない写真は、鏡柱上部の外灯もないので、外灯を

図５－３　旭門の南側柱　下部（左）と上部
大正期の修繕で、包板と筋鉄が付された。

図５－４　桜御門の沓石（南西隅）
鏡柱の枘穴。柱位置に根巻銅板の錆が残る。

取り付けるのを待って筋鉄を打ったのだろう。外灯は、資料⑦に高松電灯株式会社が大正5年4月に作成した見積書（城内松平家別邸送電線工費）に含まれる。ウェストン外灯3個（10円/1個）のうちの2個である（1個は旭門に）。大正6年3月27日に電気工事を請け負った福島商会（東京市芝区、高松電灯株式会社は下請け）が松平家に御門電灯器具入費を請求しているので、このときまでに門は完成し、外灯も付いた。よって、鏡柱の中心に筋鉄と外灯のない写真は、これ以前に撮影された。

(3) 大屋、脇戸、地覆（史料Ⅰ⑲～㉒、㊶、㊹～㊼）

大屋と地覆（柱間の最下に置かれる横木）も新材である。大屋は欅製で、10尺角に2枚立てで、金額は200円と木材で最も高い。脇戸の板と上部の羽目板も張り替えた。地覆は、大屋と脇戸に1本ずつ用意された。地覆は往来のために、取り外せるようになっている。古写真に写らないのは、自動車が披雲閣本館玄関まで寄り付くので、取り外しているのだろう。

門扉の金物は、萬十金物（饅頭金物、直径5寸）34個と門金物2組は取り替えで、肘鉄物は修繕して再用した。

(4) 内部羽目板、外部下見板（史料Ⅰ㉓㉔、㉜～㊳）

櫓の内部は厚さ6分（1.8 cm）の羽目板張りである。面積7.5坪は、1間を6尺5寸として、南北面は窓の挟み敷居高さまで、東西面は開口部と戸当り部を除いた壁に内法高さまで張った広さである。見切り縁は、羽目板の端部の押さえである。

外部は下見板張りである。面積20坪は、見付面積よりも多く、板の重なり合わせを含む。下見板の上下に見切縁を付け、上側の見切縁の上に雨押を被せる。下見板は2寸角の押縁で押さえ、隅部と櫓出入口部には定規柱を立てる。

(5) 霧除（1階庇、史料Ⅰ㉕～㉛、㊽）

霧除は、出入口などの上に設ける小形の屋根で、桜御門は門上部の1階庇である。古写真に写る南面の霧除の、霧除土居（桁）、腕木、板掛、垂木、淀、裏板、桔木、土居葺の数量を数えると、㉕～㉛㊽の数量を半量にすると合致する。すなわち、写真に写らない北面にも同じ瓦葺きの霧除があったとみられる。今回の復原では、北側面が確認できる資料がなかったため、根拠が得られず復原していない。霧除は、桔木を入れ、軒先が下がらないようにしていた。

(6) 出窓、漆喰、瓦、洗い、人工等（㊲㊴㊵、㊸～㊽）

出窓は、台輪、柱、桁、框、連子、屋根板、雨押が棟材で一括して書き上げられている。数量は265才（才は立法尺）で、南面と北面の出窓を合わせた数量である。漆喰は、左右と平面の軒先と、下見板上部の壁面である。壁は、漆喰塗だけ見積書に書き上げられているので、壁の下地や土壁は解体せずに、漆喰だけ落として修繕した。

瓦は、全て下ろした後、掃除して葺き替えた。古写真を見ると、霧除の瓦は新しく、本家の瓦は古いものを再用している。瓦は、霧除と、本家の棟・軒先は漆喰で目地を押さえる。人工は、大工が450人、鳶人足が200人である。

(7) 取替え材（史料Ⅱ㊾～㊿）

半解体後に、部材の腐朽によって取り替えた部材も順に見る（史料Ⅱ㊾～㊿）。

柱（㊾ ㊿）は1.2尺角1本、1尺角1本で、棟材である。1.2尺角は脇柱と思われる。1尺角は控柱4本のうちの1本である。控柱は、包板を施さずに使っただろう。㊿の貫は、控柱をつなぐ貫である。セイが1尺、厚みが4寸であった。

1.2×0.4尺の添付柱2本（(51)）は、石垣に斜めに添わせた柱2本にあたる。添付柱は1.2尺角程度の大きさがあり、1辺が4寸なのは、傷んだ面を剥いで新材を当てた可能性がある。(53)の1.3尺角の根継

材は、北端の控柱1本の根継だろう。

トラス梁（㊹ ㊺）は、長さ3間を1本、長さ1間を2本取り替えている。長さ3間は敷梁の1か所で、長さ1間は二重梁にでもしたのであろうか。和小屋の梁の一部をトラス梁に取り替えるのが興味深い。

トラス梁は、披雲閣蘇鉄の間の小屋組にも使用された。資料⑦の見積書では、蘇鉄の間は和小屋で書き上げられるが、その後の設計変更でトラス梁になった。取替材のトラス梁の4×6寸の断面は、蘇鉄の間のトラスと同じ寸法である。

合掌（㊻）は、復原では4組8本が使われた。取替が5本なので、半分を取り替えた。合掌の断面は4×8寸、母屋（㊼）は末4.5寸であった。以上の取替え材以外は、旧材が使われた。

人工は、大工（㊽）が100人、鳶人足（㊾）が20人加わった。桜御門の修繕の総人工は、大工が550人、鳶人足が220人である。

第4項　高松城大正期造営における桜御門の位置づけ

資料⑦によると、本館、庭園、付属建物等、高松城大正期造営にかかった費用は、総額156,960円（円未満切捨）である。このうち、本館の建築工事が87,960円（56%）、付属工事（含家具）が42,380円（27%）、庭園が26,620円（17%）である。桜御門の修繕は、約3,500円で、総額の2%にあたる。

大正6年5月6日の披雲閣の完成披露園遊会に先立ち、4月26日に事前参観が開催された。香川新報の記事（大正6年4月27日号）は、披雲閣本館玄関までの景色を次のように紹介する（図5－5）。

> 城東の旭門、（中略）石橋を渡れば前には見変った修復に心地よく（中略）、桜の門は其骨子外形は皆昔乍らなれど、柱や戸の上面は欅を張り、鉄の縁を施し、両柱の位置良き処に品良き吉野灯籠形電灯を取着け、此の門を入れば（中略）、細き松を疎らに植並べた石塀の目隠しをくの字に廻れば玄関に出る。

すなわち、高松城の入口は南東の旭門であり、旭橋を渡り、旭門をくぐった先にある桜御門は、披雲閣本館の門として、非常に重要な存在であった。半解体修理をし、江戸時代の骨子を残して、外形をとどめたのは、近世城郭の面影を留める存在として、桜御門が欠かせない存在だったからである。修繕された桜御門は、大正11・12年に行われた三大行啓で、摂政宮殿下（後の昭和天皇）、久邇宮良子女王殿下（後の昭和天皇妃）、イギリス皇太子殿下を迎えたのである。

第5項　おわりに―よみがえった桜御門

高松城大正期造営資料の桜御門の見積書から、修繕の様子について述べてきた。修繕は、大正5年8月から翌年3月にかけて行われた。修繕の内容は半解体修理で、柱・梁・小屋組の構造主要材は旧材を使うが、外観の見えるところは木部に包板と筋鉄を施し、礎石・扉・霧除・出窓・下見板は新材に取替え、漆喰も塗り直した。門をくぐった先の披雲閣本館の新築に合わせ、桜御門も美装したのである。

古写真に写る桜御門が、木部の木目が美しく、漆喰の白さが際立つのは、この修繕の後だからである。今回の復原は、古写真に写る姿を目指して復原が行われたので、大正修繕後の姿を復したことになる。見積書が復原の完成間近に見出されたことで、復原の結果に齟齬が生じることを心配されるかもしれないが、その点は安心いただきたい。見積書と部材の対照で確認したとおり、齟齬は北面の霧除や内部羽目板を除けばほとんどない。逆に、礎石や石垣の痕跡と写真資料から割り出した寸法が、見積書に書かれた内容にほぼ一致するのだから、優れた復原設計として高く評価したい。もし、見積書が設計段階で見つかったとしても、包板を施す前の古写真は見つかっていないので、包板・筋鉄を施した姿に復原したであろう。

明治・大正期に、旧藩主が元の城郭の一部を手に入れて邸宅を構えたものは、全国で次の9例しかない。

明治 25 年（1892）	佐沼要害、佐沼亘理邸（宮城県）
明治 35 年（1902）	臼杵城、稲葉家別邸（大分県）
明治 39 年（1906）	大和郡山城、柳沢邸（奈良県）
明治 40 年（1907）	鳥取城、池田家別邸仁風閣（鳥取県）
明治末	館林城、秋元家別邸・洋館（群馬県）
大正 4 年（1915）	大村城、大村家別邸（長崎県）
大正 6 年（1917）	高松城、松平家別邸披雲閣（香川県）
大正 11 年（1922）	松山城、久松家別邸萬翠荘（愛媛県）
大正 14 年（1925）	米沢城、上杉伯爵邸（山形県）

鳥取城の仁風閣（1907）や松山城の萬翠荘（1922）のように、洋館の迎賓施設の整備は指摘されてきた。披雲閣についても、重要文化財と名勝の指定を受けた建物と庭園に注目してきたが、今回の大正期造営資料によって、その整備は城内全域に及ぶもので、これまで捉えていた範囲よりも広範に及ぶことが明らかになった。新たな視点で9例を見ると、高松城大正期造営は、近代の旧藩主による城跡整備の中でも、その規模は別格である。この造営によって、高松城の景観が現在も良好に維持されているのである。合わせて、松平頼壽公は、東京の染井にも清水組の設計施工による東京別邸を持ち、同じ時期に前田家から能舞台を譲り受けて染井能楽堂も染井邸内に建設した（能舞台はさらに移築されて、現在横浜能楽堂にあり）。これらを実現した松平頼壽公の事業運営手腕など、多くの研究の余地が残されている。

桜御門は、大正 6 年（1917）の修繕後、28 年後の昭和 20 年（1945）の空襲で焼失した。以来、80 年の間、桜御門と本館の関係が薄れていた。現在の観覧者の多くが、JR 高松駅側から入園し、先に庭園から披雲閣本館を眺め、玄関前に来てようやく桜御門の北側を見るという景色に慣れているのも、一因である。復原に委員として関わった筆者にしても、桜御門復原と披雲閣本館の耐震補強工事は別個のことと捉えていた。この既成の考えが建物の見方を曇らせていた。披雲閣本館の資料調査の過程で、桜御門の大正期修繕の見積書が見出されたことは、両者が密接に関係したことを示す。今回の復原によって、再び、披雲閣本館と桜御門の関係がよみがえることを期待したい。また、今後の高松城内の整備においては、今回見出された大正期造営資料が整備の重要な根拠資料となるだろう。

資料閲覧の御力添えを頂いた諸氏に深く感謝します。

資料として、史料Ⅰ・Ⅱの読み下しと、見積書の内容と復原図面との対照図（図 5-6・7）をつけておく。

【参考資料】

・加藤涼香『高松城の大正期整備に関する研究～清水組「披雲閣御新築見積（香川県立ミュージアム所蔵）を通じて』2021 年度長崎総合科学大学卒業論文、2022 年 3 月。
・中村達太郎『日本建築語彙〔新訂〕』太田博太郎・稲垣栄三編、中央公論美術出版、平成 23 年。
・『近世城跡の近現代、平成 28 年度遺跡整備・活用研究集会報告書』奈良文化財研究所、2017 年。
・『明治・大正の邸宅、清水組作成彩色図の世界』住宅総合研究財団編、柏書房、2009 年。

大扉	小屋組	霧除	外部下見板				霧除								内部羽目板	門・地覆
41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21
門扉、欅製、高十尺、幅十尺、二枚	梁受方杖、松、二間、五寸角	本家棟裏板、土居葺	霧除、土居葺	出窓用台輪、柱、桁、桷、連子、屋根板、雨押、桷、尺〆	下見板、桷、一間、尺二寸、六分	定木柱、一間、三寸五分、二寸二分	押縁、〃、一間、二寸角	雨押、〃、二間、四寸、二寸	下見見切縁、長押、桷、二間、四寸五分、二寸五分	桔木、松、二間、五寸角	裏板、杉、四分板	淀、〃、二間半、四寸、二寸	棰、〃、五尺、二寸五分角	板掛、〃、二間半、五寸、弐寸五分、	腕木、〃、四尺、七寸、五寸	霧除土イ、〃、二間半、五寸角	見切縁、桷、二間半、五寸、一寸五分	羽目板、桷、六分板	門、〃、五尺、三寸角	同、〃、五尺、〃
壱口	弐本	拾七坪五合	弐百六十五才	弐拾坪	十丁	六拾五本	拾丁	弐十丁	六本	五坪	四丁	五十本	四本	拾弐本	四本	七坪五合	壱本	壱本	壱本	壱本
	弐	四	壱	弐	七七〇	四〇〇	六〇〇	弐	弐	壱	弐	六〇〇	参	一五〇	六	弐	弐	五〇〇		
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	五〇〇	七	弐六	壱六	四五	壱弐	七	八	参〇	壱弐	弐八	弐七	壱八	壱六	七五〇	壱	七
弐〇〇	四	七〇	壱弐	五参	七〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	五〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	四八〇	七五〇	〇〇〇	〇〇〇	五〇〇	弐五〇

雑	人工	洗い	瓦	漆喰	柱根巻・梁鼻巻銅板				金物				筋鉄	
58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42
養生、切縄、運送、雑費	鳶人足	大工	灰汁洗及黒洗塗	瓦、取卸し掃除葺換へ、漆喰塗	左右軒先及平、漆喰塗	梁鼻巻用銅板	同、〃、尺五寸角	同、〃、尺五寸、一尺角	同、高二尺、尺五寸、尺三寸角	根巻銅物、高二尺、二尺二寸、一尺三寸角	太鼓鉄及釘類	肘鉄物修繕	萬十金物、圣五寸	同、幅一寸六分、ア一分、廿枚	筋鉄、長二間、幅二寸、ア一分、百廿枚
一式	弐百人	四百拾五人	壱式	一式	拾弐ヶ所	弐個	四個	壱個	弐個	一式	弐組	一式	廿四個	廿四貫七百目	百八十七貫
	六五〇	九〇〇		壱五〇	壱	八	五〇〇	五	六〇〇	壱五	壱	壱	壱	壱	壱
	壱参〇	四〇五	壱五	壱五〇	壱八	壱七	弐弐	壱参	六〇〇	六〇〇	壱八〇	弐〇	四〇	参七	弐八〇
五〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	八〇〇	〇五〇	八〇〇

右之通り見積申候也、

大正五年八月

合資会社、清水組大阪支店、支店長　北村耕造

高松、松平邸御係御中

〔史料1〕

御邸内桜門及旭門修繕御入費見積書

一、合金　参千九百拾五円五拾八銭也、

内訳

桜門修繕御入費　一式、金参千百七拾五円五拾八銭

旭門修繕御入費　一式、金七百四拾円也

詳細内訳別紙ノ通り

右之通り見積申候也、

大正五年八月、

合資会社清水組大阪支店　支店長　北村耕造

高松、松平邸御係御中、

高松御邸桜門修繕御入費見積書

（マヽ）（内訳書参照ニ付二〇五頁九九頁）

一、金　参千百七拾五円五拾八銭也

但シ、在来不陰ノ分直シ、柱下沓石、地覆石及四半敷石ヲ花崗岩ヲ以テ新設シ、各柱及桁、欅板ヲ以テ包ミ、筋鉄ヲ附シ、各柱脚部ハ銅板ヲ以テ包ム事、

屋根、棟、野地裏板腐朽之分、新材料ニテ取替ヘ、屋根瓦全部取卸シ、掃除葺換ヘ、下見上漆喰、軒先漆喰、屋根漆喰、新キ塗立、内部羽目、外部下見、露除、出格子、新材料ニテ拵ヘ、屋（大扉ノ分）、新調、肘鉄物ハ修繕シ、門鉄物、万十鉄物、大鼻錠等新調ノ事、

内訳		円	解体	地業・基礎							柱包板				枕梁・梁鼻包板		脇戸・地覆	
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳
在来敷石下、下見、羽目、露除敷シ	一式	弐〇 〇〇〇																				
香石、花崗岩、三尺、二尺五寸、厚六寸	弐個	壱六 〇〇〇		八 〇〇〇																		
同、二尺五寸方、〃	弐個	壱参 〇〇〇		六 五〇〇																		
同、二尺方、〃	四個	壱八 〇〇〇		四 五〇〇																		
地覆石、〃、一尺、幅五寸、ア七寸	一個	壱五 〇〇〇		壱五 〇〇〇																		
同、〃、四尺五寸、〃	一個	六 五〇〇		六 五〇〇																		
敷石下鋤取りコンクリート	拾合五勺	四 〇〇〇		四 〇〇〇																		
敷石、花崗岩、四半石	拾一坪七合五勺	弐五 〇〇〇		弐九参 七五〇																		
石据用モルタル	参十切	四〇〇		壱弐 〇〇〇																		
柱包板、欅、二間、幅尺五寸、ア八分	五枚	六 〇〇〇		参〇 〇〇〇																		
同、〃、幅尺四寸、ア八分	八枚	五 六〇〇		四四 八〇〇																		
同、〃、幅尺一寸、ア八分	八枚	四 四〇〇		参五 弐〇〇																		
同、〃、幅八寸、ア二寸五分	拾参枚	六 〇〇〇		七八 〇〇〇																		
同、〃、幅七寸、ア八分	六枚	弐 八〇〇		壱六 八〇〇																		
枕梁包板、欅、四間半、幅尺二寸、ア一寸	四枚	壱九 八〇〇		七九 弐〇〇																		
〃、〃、一間、幅尺三寸、ア八分	壱枚	弐 六〇〇		弐 六〇〇																		
〃、〃、一間、幅八寸、ア八分	五枚	壱 八〇〇		八 〇〇〇																		
梁鼻包板、〃、一間、幅尺二寸、ア一寸	拾八枚	参 〇〇〇		壱〇四 〇〇〇																		
小脇戸板及羽目、〃、二間、幅尺、ア六分	五枚	参 〇〇〇		壱五 〇〇〇																		
地覆、欅、二間、五寸、七寸	壱本	壱七 五〇〇		壱七 〇〇〇																		

〔史料Ⅱ〕

御邸内旭門及桜門模様変増額御入費見積書

一、金四百四拾四円九拾壱銭也

但シ、前見積ニテ使用スベキ材料中、取毀シノ結果、腐朽ノ為メ使用ニ耐エサル者ヲ、新材料ニ変更ノ為メ、増額

	内訳			
	（旭門の書き上げ部材省略）			
59	桜門、柱、栂二間、尺二寸角	壱本	弐壱	六〇〇
60	〃、〃、尺角	壱本	壱五	〇〇〇
61	〃、貫、二間、一尺、四寸	参丁	八〇〇〇	弐四〇〇〇
62	〃、添付柱、二間、尺二寸、四寸	弐丁	七二〇〇	壱四四〇〇
63	〃、根継用、槻一間半、尺三寸角	壱本	弐五	三五〇
64	トラス梁、松三間、四寸、六寸	壱本	参	九六〇
65	同、〃一間、〃	弐本	九六〇	壱九弐〇
66	合掌、松二間、四寸、八寸	五本	二八八〇	壱四四〇〇
67	母屋、杉丸太二間、末四寸五分	六本	一二〇〇	七弐〇〇
68	大工	百人	九〇〇	九〇〇〇〇
69	鳶人足	廿人	六五〇	壱参〇〇〇
70	運送	一式		参〇〇〇

右之通御見積申候也、

大正五年十月

合資会社、清水組大阪支店、支店長　北村耕造

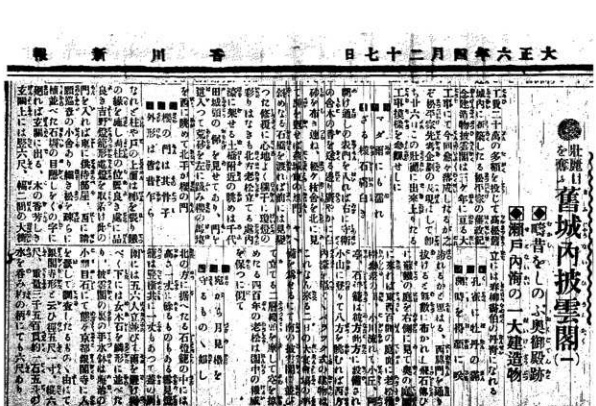

大正六年四月二十七日　香川新報

壯麗日を奪ふ舊城内披雲閣（一）

◆嘻昔をしのぶ奥御殿跡

◆瀬戸内海の一大建造物

図5－5　披雲閣完成事前参観の記事（香川新報、大正6年4月27日号）

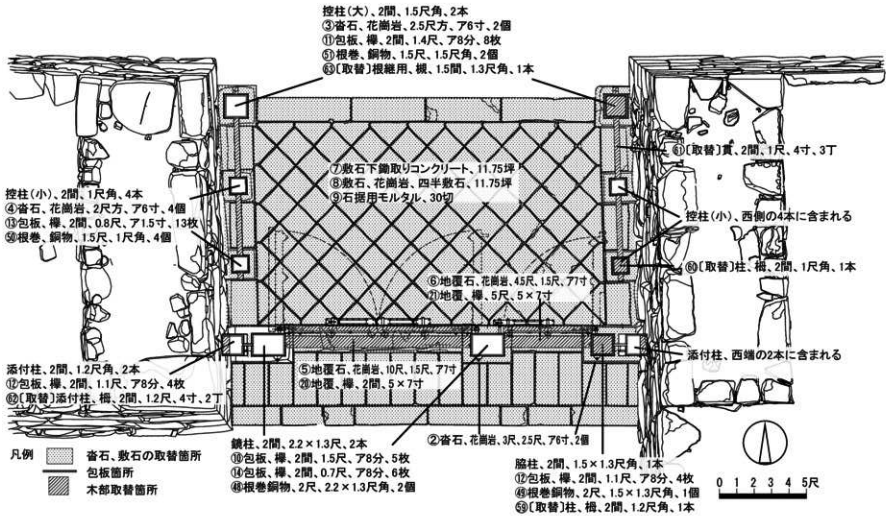

図5－6　大正5年清水組見積書（史料Ⅰ・Ⅱ）との対照図①

平面図（株式会社文化財保存計画協会作成図面）に書き入れ

図５－７　大正５年清水組見積書（史料Ⅰ・Ⅱ）との対照図②

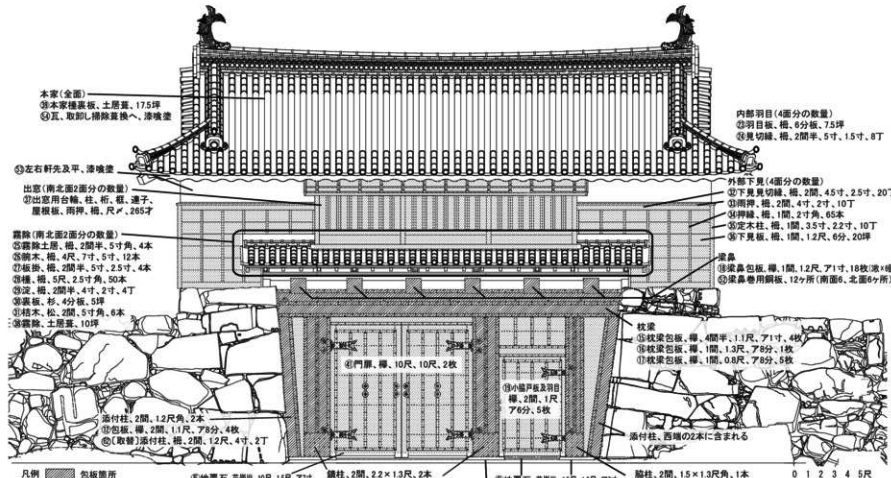

立面図(株式会社文化財保存計画協会作成図面)に書き入れ

第３節　まとめ

桜御門の復元整備工事は、史跡高松城跡における歴史的建造物の再現の最初の事例となった。失われた城郭建造物の中で最も近年まで遺存していた建物だったことで、根拠資料が比較的充実した事例であったこともあり、調査研究に基づく各種協議の結果、復元事業として実施した。

復元に当たっては基本構想・基本計画の作成から約15年、発掘調査の開始から数えても約12年の歳月を要した。また、費用概要については単純に工事費及び工事に関連する委託料のみで合算すると、約464,978千円（内訳：計画作成等20,138千円、石垣修理工事・設計監理114,903円、建築工事・設計監理329,937千円）であり、これ以外にも人件費・測量費・委員会経費・事務費等の諸経費を要した。

復元整備に当たっては復元根拠の真実性を高めるため、また公園内の新築建物としての安全性・利便性を高め積極的に活用するために種々の検討を行った。また、工事の終盤で本来であれば根拠資料となり得た新資料が新たに発見されたことは本章山田論文に詳しい。結果的に復元設計が大きくは誤っておらず、優れた設計であるとの評価を受けた。一方で復元整備が本質的に持つ真実性に関する限界を如実に示す事例となったことも事実である。本工事では柱の包板と筋鉄、北面の霧除や内部羽目板等について設計時の理解と齟齬をきたす資料が確認されたこと、こうした内容は当然ながらしゅん工時の建物には反映できていないことを明示しておかなければならない。資料が新たに発見されることで、程度の大小はあれ復元設計に誤った理解があったことが判明することは、入念な調査で発生する可能性を減じることはできるが、0にすることは構造的に不可能である。もちろんこうした問題が生じないように事前の入念な資料収集と調査が必要なことは論を俟たず、本件に関する事前調査の至らなさについては本市の責に帰すものである。この点を明確にしたうえで、桜御門のみならず高松城跡全体に対する近代関係資料の基礎的な整理と理解が必要であると『史跡高松城跡保存活用計画』に位置付け、令和４年度から香川県立ミュージアムに保管されている未整理の資料群（山田論文で取り扱った資料を含む資料群）を高松松平家歴史資料近代資料群と位置付け、香川県立ミュージアムと連携して資料化事業を開始している。令和５年３月にその第一弾として『高松松平家歴史資料近代資料群調査報告書（写真・地図）』を刊行した。

史跡高松城跡では、令和４年３月に『史跡高松城跡保存活用計画』を策定しており、整備の基本方針の項で活用のための整備として、「天守や櫓等、御殿といった歴史的建造物の再現や、VR・AR等によるバーチャルな景観復元等について見当を進める」と定めている。こうした方針に基づき、今後も歴史的建造物の再現を推進する方向性が示されている。今後の作業の一里塚として、復元に至る経緯、手続き、具体的な作業内容、成果を示す報告書を成すことを試みた。一方で工事に関連して作成した書類や図面等は膨大な量に上り、本書では主要な資料を掲載したのみである。関連資料は本市で保管しており、工事の詳細についてはこうした原資料に当たることができるように準備している。

復元整備後の桜御門（南から）

復元整備後の桜御門（北から）

写真図版2

復元整備前の桜御門石垣（南から）

復元整備前の桜御門石垣（北から）

工事現場遠景（東側　県立ミュージアム5階から）

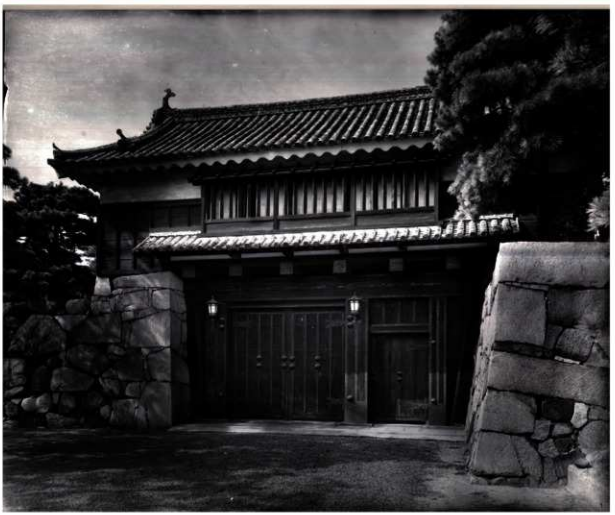

桜御門古写真（奈良文化財研究所提供）

桜御門の2階内部（東から）

桜御門と石垣（南西から）

写真図版6

見学用の木製階段（東から）

懸魚と鬼瓦（東から）

扉内部（北西から）

幔幕の架け替え

写真図版8

仮囲い設置状況

荒壁土製作場設置

プレハブ事務所設置

木材保管場

敷き鉄板敷設

工事説明看板設置状況

園内仮通路設置

外部足場１回目

外部足場２回目

素屋根内部

足場組建状況

足場解体状況

素屋根トラス組立状況

同上

素屋根外観

外部足場撤去状況

写真図版10

木材保管状況

原寸図作成

木材検査

丸太梁加工

寄掛柱原寸型板（西側）

丸太梁原寸型板（西側）

寄掛柱・丸太梁原寸型板（東側）

寄掛柱施工前

柱根本鉛板設置

寄掛柱据付調整

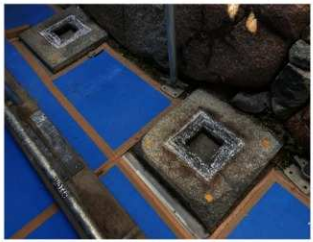

控柱礎石

寄掛柱据付完了

寄掛柱石垣取合い加工

写真図版12

鏡柱据付

裏冠木取付

正面冠木取付

裏冠木木口調整

丸太梁加工場検査

裏冠木取合い確認

加工場小屋組組立確認

裏冠木取付完了

防蟻土壌処理

高さ調整型木材

型板据付確認

調整材光付け

同上

土台据付レベル確認

口引きを用いた光付け

土台据付完了

写真図版14

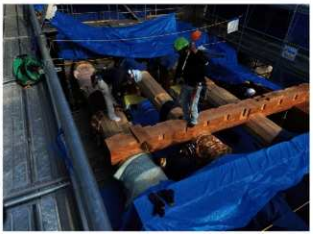

桟梁取付

2階柱建込

桟梁据付

2階内部軸組組立状況

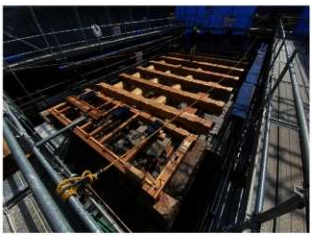

桟梁据付完了

2階小屋梁取付

2階組立足場

小屋束取付

母屋取付

桁継手の補強金物

棟木取付

化粧野地施工

垂木取付

合板施工

小屋梁と軒桁の取合い

小屋組完了

写真図版16

懸魚木下地

下見板下地

下見板取付

棟木・鯱束

敷目板取付

下見板釘打ち状況

床板仮並べ

柱脚金物調整

構造用合板下地

荒壁パネル

同上詳細

同上丸太取合い

構造用合板施工

左官下地用合板

構造用合板釘ピッチの確認

写真図版18

丸瓦遺物

軒唐草生型

左：軒巴瓦当遺物　右：同生型

軒唐草遺物（上）と試作瓦（下）

焼成前の瓦

鳥衾瓦生型

生型製作状況

降鬼生型

鯱瓦生型

搬入検査（降鬼瓦）

搬入検査（大棟鬼瓦）

試作瓦

搬入検査（鯱瓦）

搬入検査（菊丸瓦）

写真図版20

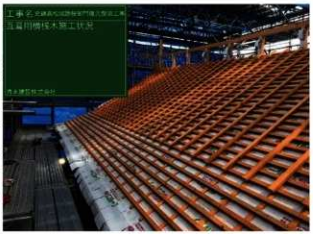

瓦桟取付状況

降棟施工状況

軒唐草瓦施工状況

大棟鬼瓦据付状況

平瓦施工状況

大棟熨斗施工状況

丸瓦施工状況

鯱瓦施工完了状況